

男女共同参画室だより

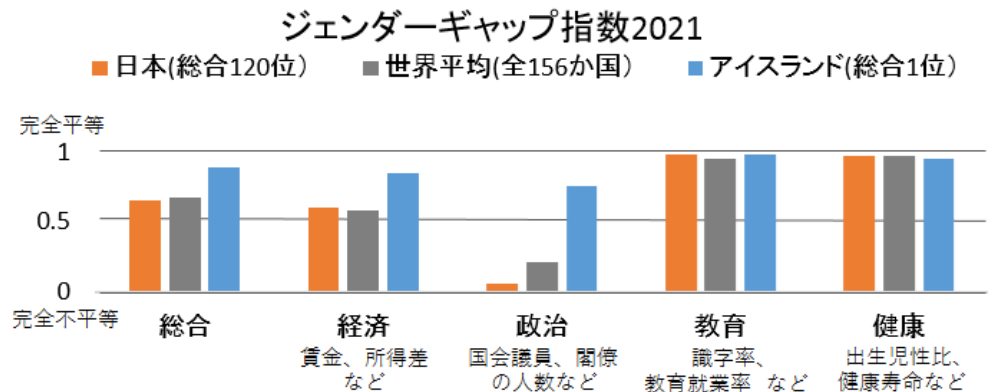
(令和3年度 第3号) 令和3年11月発行
編集・発行：つくば市男女共同参画室

ジェンダーギャップ指数が伝える日本の姿

ジェンダーギャップ指数とは？

男女格差の大きさを国別に比較したもので、世界経済フォーラム(ダボス会議)が毎年発表しています。

男性に対する女性の割合(女性の数値/男性の数値)を示しています。



2021年の日本の順位は？

日本は120位(156か国中)で、主要7カ国(G7)中最下位でした。

「教育」と「健康」の分野では、他の国と同様、男女差がほとんどない値で、高い水準になっていますが、「経済」と「政治」の分野の男女差が大きいため順位を大きく下げました。特に**政治の分野では147位**と立ち遅れており、日本の国会議員における女性の割合は、9.9%(衆議院)、大臣は10%、首相は0%でした。

ただし、世界各国でも、元々政治への参加が進んでいたわけではありません。国会議員における女性の割合の平均値は、1995年は11.3%でしたが、2020年は25.5%と5年で倍以上に伸びています。

平成30年5月“政治分野における男女共同参画の推進に関する法律”制定

日本の現状は、国民が男女半々であるにもかかわらず、議会の場に女性が少ない“**過少代表**”ともいえる状況です。諸外国との格差が大きい現状を受けて、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指す法律ができました。

しかし、今回の衆議院議員選挙は、当選者の女性比率は9.7%で、前回から0.4ポイント下がる結果となってしまいました。

12年連続総合トップのアイスランドの躍進の秘密

躍進のきっかけは、女性によるストライキ

アイスランドは、ノルウェーとグリーンランドの真ん中付近に浮かぶ島国。大きさは北海道よりやや大きいぐらいの、オーロラで有名な国です。1970年代までは漁業が盛んで、女性の就業率も高かったのですが、男性優位な風土も強く、育児や家事労働は女性が担うものという性差意識が根強く残っていました。

転換点となったのが「**女性の休日**」と呼ばれる、1975年10月24日。男女の給与格差や性別による役割分担に抗議するために、国中の女性が一齐に家事や育児、仕事を放棄し、町へ繰り出しストライキをしました。その結果、男性も女性無しでは社会が回らないと実感しました。

世界で初めて民主的に選出された女性大統領の誕生

ストライキ後、国会に議席を持っていた女性議員が集まって政党を結成。次の選挙で躍進すると、他党も続き、女性の候補者擁立が進んでいきました。ストライキの翌年、1976年には「ジェンダー平等法」が制定され、1980年には、世界で初めて民主的に選出された**女性大統領ヴィグディス・フィンボガドゥティル氏**が誕生します。

2010年には、企業役員や公共の委員会はメンバーの約40%以上を女性とする事と定める**クォータ制(割り当て制)**を導入(男女ともに40%を下回ってはいけません)。これにより、国会議員の女性の割合が約2%から約40%にまでなりました。(日本は衆議院で約10%)

そしてあらたに、2016年10月24日に行われたストライキでは、多くの女性が国会議事堂の前に集まり、女性の平均所得が男性より3割少ないことを受け、労働時間の7割で仕事を切り上げて格差解消を訴える抗議活動を行いました。そして2018年、世界で初めての“**男女の賃金格差を違法とする法律**”ができました。

2018年時の閣僚も11名中5人が女性で、現首相も45歳のカトリーン・ヤコブスドッティル氏が務めています。いまや社会の意思決定をする場に多くの女性がいることが当たり前になっています。

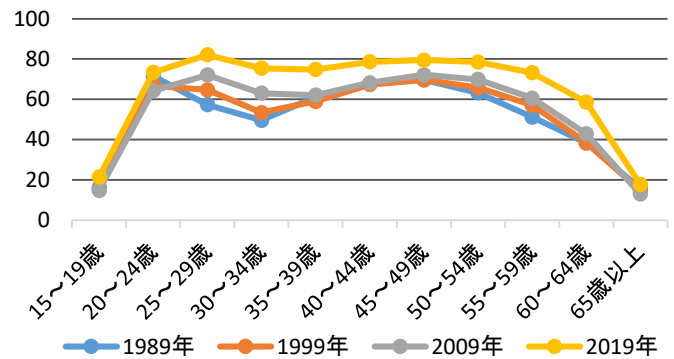
経済ギャップの要因と、女性の働き方

日本の15歳以上の女性の労働力率の割合は、結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するという、いわゆるM字カーブを描くことが知られています。

一旦離職することによりキャリア形成に遅れがでたり、非正規雇用者として働く人も多くなり、賃金が低くなることも、経済指標を下げる要因の1つでもあります。

近年、M字の谷の部分の部分が浅くなってきており、継続して働き続ける人が多くなっていますが、諸外国と比べるとまだ低い値にとどまっています。

女性の年齢階級別就業率の変化



女性活躍を推進する企業に与えられる「えるぼし」マーク

えるぼしは、2016年に施行された「女性活躍推進法」にもとづいて誕生した制度です。女性が希望する形で個性や能力を活かして働くことができる社会を目指す制度です。女性の活躍推進のための行動計画を立て、届出を行い、その取り組み状況が優良であると厚生労働大臣に認定を受けた企業に与えられます。

えるぼし5項目から判断

- ・ 採用
- ・ 継続就業
- ・ 労働時間等の働き方
- ・ 管理職比率
- ・ 多様なキャリアコース

事業主の皆さん

えるぼし取得で、公共調達が有利になります！

えるぼし認定を受けると、

- 女性の活躍が進んでいる企業として企業イメージの向上や優秀な人材の確保ができるというメリットがあります。
- 中央省庁の公共調達のうち、加点点評価を受けられます。
- 中小企業は、条件を満たすと、低利融資を受けることができます。



▲ えるぼしマーク



▲ 厚生労働省HP

子育てサポート企業に与えられる「くるみん」マーク

くるみんは、出産や育児支援体制があると、厚生労働大臣から認定された企業に与えられます。75%以上の女性従業員が育児休業を取得している、時短正社員や在宅勤務などの制度の措置があるなど、10の条件を満たす必要があります。



▲ くるみんマーク

働きやすい職場をさがすなら、女性の活躍推進企業データベースをご活用ください

女性活躍推進法に基づき、全国の企業が女性の活躍状況に関する情報・行動計画を公表しています。女性管理職の割合や平均勤続年数など、求職の際に役立つ各企業のデータが見られます。（茨城県も200社以上掲載されています）



各種相談窓口	実施体	電話番号	相談日・時間
女性の人権ホットライン（女性をめぐる様々な人権問題についての相談）	法務省	☎0570-070-810	月曜日～金曜日 8:30～17:15 (祝日・年末年始を除く)
ハラスメント悩み相談室	厚生労働省委託	☎0120-714-864	月～金 12:00～21:00 土・日 10:00～17:00 (祝日・年末年始を除く)
働く女性のためのキャリア相談 Email:josei-kenmin3@pref.ibaraki.lg.jp	茨城県ダイバーシティ推進センター	☎029-233-7837	毎週水曜日 9:00～17:00 (祝日・年末年始を除く)
土浦総合労働相談コーナー 労働問題に関するあらゆる相談	茨城労働局	☎029-882-7017	月曜日～金曜日 8:30～17:15 (祝日・年末年始を除く)